

令和6年度 第6回 支部会 報告書

一般報告

1. 譲渡譲受の認可について

令和7年5月1日(木)付 譲渡譲受認可が発表されました(死亡後譲渡)

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(北)名嘉眞 朝秀	73 (死亡)	こんの けいこ (東)昆野 恵子	61	青葉区すみよし台 29-4-303 神奈川都市交通(株) 青葉営業所

2. 組合職員のクール・ビズについて

例年は6月1日から「クール・ビズ」を実施してきましたが、官公庁の実施が5月1日に変更になりました。組合職員のクール・ビズを5月15日から実施しております。

実施期間は 5月15日から10月末日までです。宜しくお願い致します。

3. 6月度支部会日程(6月の支部会は1日でお願い致します)(組合5階)

※再度葉書でお知らせ致します。

	22日(日)	
12:00	北 支部	西 支部
14:00	東 支部	中 支部
16:00	南 支部	

4. 第52回総代会議案 確認

第52回 通常総代会議案書

開催日時 令和7年5月25日(日) 午前10時

開催場所 神奈川個人タクシー協同組合 5階 会議室

第1号議案 令和6年度事業報告及び決算関係書類の報告承認の件
～第11号議案 無線機の入替え承認の件

5. 事業許可期限更新における講習会の開催について

事業許可期限更新者の期限変更通知書交付及び講習会を行います。

① 日 時 令和7年7月16日(水) 13時～(時間厳守)受付開始12時30分より

② 場 所 横浜市 神奈川公会堂

横浜市 神奈川区 富家町 1-3

○ J R 京浜東北線 東神奈川駅・・・・・・徒歩 5分

○ 京浜急行線 京急東神奈川駅・・・・・・徒歩 5分

○ 東急東横線 東白楽駅・・・・・・徒歩 6分

※ 車両による来場は出来ません。

③ 携帯品・運転免許証 ・印鑑(認印可)

【注】 講習会に遅刻された方は欠席者とみなしますので、次回講習会に必ず出席されます様お願い

い致します。

6. 冒険隊(ボランティア活動)について

令和7年5月9日(金)南区榎町、照隆寺ありがとう食堂にて、お菓子などプレゼント致しました。
多くの子供達が喜ばれました。冒険隊代表 細野 賢治

7. メール機能利用による一斉同報発信の登録を募集中

緊急連絡又は組合情報はメール機能を利用した一斉同報発信により実施しています。

携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに氏名を入力の上送信すると登録されます。

国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率 80%以上を目標といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

kkk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスのQRコードもご利用下さい。

※ QRコードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。



共済事業部報告

1. 4 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	0	2	1	(2) 2	0	5	2
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	(1) 3	(1) 4	0	0	0	7	2
前年度と比較	-3	-2	+1	+2	±0	-2	±0

2. 4 月中発生事故の傾向と対策について

被害事故2件、双方事故2件、自過失事故1件でした。

停車時及び走行中は十分な車間距離を取り、右左折時は他車及び歩行者に対しての安全確認をしてから発進をするようにしましょう。

3. 令和年7月6月度LPG販売価格について

掛売 130,9 円(119,9 円+消費税 11.9 円)

先月より3円値下げとなります。

4. 一般共済事業規約一部改正について

一般共済事業規約 第4条3項 妻死亡のときを配偶者死亡のときに一部改正致しました。
P49・P53の差し替えをお願いします。

5. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前迄の契約にご協力をお願い致します。(組合の手数料収入の維持につながります。) 組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせて頂き、保険料のお支払については現金一括(保険更新日迄にお支払い下さい)又は組合の親睦会制度を利用しての立替払い(10回分割・一括より選べます)となります。尚、2024年11月以降 支部会報告・神個情報でお知らせしているとおり 2025年1月の保険料改定により 事故による保険金請求が無い方でも7,000～10,000円程度保険料が増加しております。過去に事故があつて等級が低い方や、3年契約が終わつて更新のタイミングに当たっている方は、これ以上に保険料の上り幅が大きい場合もあります。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

6. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さいよう ご協力をお願い致します(解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は32,960円(現金のみ取扱となります。車検証・現在の自賠責証明書を確認致しますので必ず持参して頂き、車検日迄にご加入下さい。尚、窓口にいられしやるのが難しい場合は 保険係にお電話頂ければご相談に応じます。

7. 自家用バイク等自賠責保険のステッカー(標章)交付について

自家用バイク等の自賠責保険を組合で加入して頂く場合、ステッカー(標章)の当日交付が出来ません。後日郵送となり、1週間程度お時間を頂きます。余裕を持ってご加入下さい。宜しくお願いします。

8. 東京海上日動 団体傷害保険について

5/19(月)より組合事務所2階パンフレットコーナーに2025年度版パンフレットを設置します。ご検討下さい。契約中の方には6/2(月)までにパンフレットと加入依頼書(控)を組合員ファイルにお入れします(自動更新で手続は不要)。加入内容や保険金受取の条件など 重要なお知らせが記載されておりますのでパンフレット・加入依頼書を必ずご確認ください。

9. 全個連 団体交通傷害保険について

5/7(水)より組合事務所2階パンフレットコーナーに2025年度版パンフレットを設置します。ご検討下さい。契約中の方には パンフレットと加入依頼書(控)を組合員ファイルにお入れしました(自動更新で手続は不要)。加入内容や保険金受取の条件など 重要なお知らせが記載されておりますのでパンフレット・加入依頼書を必ずご確認ください。

外部報告

1. 磯子区暴力団排除推進協議会

協議会 総会

日 時 令和7年6月10日(火)
場 所 磯子区公会堂1階

15:30～

2. 神奈川県個人タクシー協会・連合会

正副会長会議

13:00 ～

第42回通常総会

14:00 ～

日 時 令和7年6月12日(木)

場 所 ローズホテル横浜 山下町

3. 全国個人タクシー事業連合会

正副会長会議

15:00 ～

日 時 令和7年6月25日(水)

第80回理事会

10:00 ～

第41回通常総会

13:00 ～

日 時 令和7年6月26日(木)

市内視察

09:00 ～

日 時 令和7年6月27日(金)

場 所 仙台市秋保温泉緑水亭 宮城県

無線営業部報告

1. 4月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	2,315件	1,530件	785件	66,1%
昨年度	3,016件	1,867件	1,149件	61,9%
増減数	-701件	-337件	-364件	
対 比	-23.2%	-18.1%	-31.7%	

2. チケット無効報告 1件

契約者名称 株式会社京三製作所 戸子台 努 様

住 所 横浜市鶴見区平安町2-29-1

電話 番号 045-503-8100

お客様コード 1072-005

チケット番号 No. 1072-005 すべて

チケット色 グリーン

摘 要 上記のチケットは2025年4月22日付を以って紛失致しましたので共通利用無効をご通知致します。
横浜個人タクシー協同組合

3. チケット新規契約 1件

契約者名称 (株)セイビ

住 所 東京都中央区日本橋人形町3-3-3 セイビ人形町ビル

電話 番号 03-3664-8822

お客様コード 0051-000

チケット色 イエロー

摘 要 上記のチケットは2025年5月1日付、新規契約致しました事をご通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合

4. チケット係からの連絡

- ① 組合員の皆様へ、領収書の再発行依頼が多数寄せられています。お客様には領収書を差し上げて下さるよう宜しくお願い致します。
- ② 首都高速道路公団を配車された組合員様は領収書を2枚発行して下さい。1枚はお客様へ、1枚はチケットに添付されます様、お願い致します。(お客様にお渡しする領収書計算書、未収書でも可)
- ③ 日付け限定のJTBのタクシーチケットは限度額を超えての請求は出来ません。各自、日付と限度額にはご注意下さい。(日付を跨いでの使用は可能です)

5. 無線室からの注意事項

- ① 稼働中の服装について、ワイシャツ・ネクタイで稼働して下さい。今後、ノーネクタイでの稼働が発覚した場合は無線停止等の処罰の対象となりますのでお気を付け下さい。
- ② 無線配車を受けた移動局は、必ず応答ボタン(青ボタン)を2度押して下さい。無線室モニターで移動局がデータを確認されたことが分かりますので宜しくお願い致します。
- ③ 無線室への入室は禁止となっています。御用の場合は役員室にお声掛けをお願い致します。又、オペレーターへの直接電話でのクレームはお止め下さい。無線配車についてのクレーム等は直接、無線常務神田まで宜しくお願い致します。
- ④ 1BOX車の方へ。お荷物を積載後、ドアを閉める際お客様が頭をぶつける事案がありました。周囲を確認後、ドアを閉める様お願い致します。
- ⑤ 即時配車で無線を受けた際、現着しお声掛けをした5分後に運賃メーター器を「賃走」に操作する事。尚、関東運輸局長承認済みの「タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について(平成19年11月2日)」によるとお客様にお声掛けした際、5分後に運賃メーター器が賃走になる旨を説明せず、賃走にした場合は違法行為となるそうです。
- ⑥ 無線番号のシールを車輦に3か所貼り付けていない組合員がいる様です。発覚次第、無線委員会による処罰の対象となります。

6. 組合員の皆様へお願い

- ① お客様からクレームがあった際、ドライブレコーダーの映像が上書きされ、記録されていない事が多くあります。クレームになった又なりそうだった場合はSDカードを取り換えて保存して頂く様お願い致します。尚、SDカードは定期的な取り換えをおすすめします。
- ② 新年に入りお客様より直接、陸運支局へ苦情が入るケースが増えています。各事業者の皆様には個人事業主として良識ある言動をお願い致します。「乗せていただいてる」「乗っていただいてる」というお客様と乗務員の関係を基本と心掛けて頂く様、お願い致します。
- ③ 横浜市の福祉チケット(500円券)を使用出来ないとお客様に説明している個人事業者がいる様です。福祉チケットは法人個人を問わず使用出来ます。周知徹底をお願い致します。
- ④ 新横浜駅タクシー乗り場を出て左折後、陸橋直後の脇道へ、ゼブラゾーンを跨いで左折は可能です。お客様から指示があった場合は指示に従い走行をお願い致します。
- ⑤ 現在、法人のタクシー会社は100%電子決済が可能な状況です。しかし、個人タクシーに至っては決済は現金のみという事業者が未だ多く、苦情のお電話が殺到しております。時代の変化と共に、お客様のニーズにも対応して頂きたいようお願い申し上げます。

7. 利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例 1

目的地を告げると「その距離は迷惑」「1000 円切るような仕事をさせるな」「タクシーの運転手を大切にしろ」「近距離客は、色をつけて支払うのが礼儀だ」等とチップを要求するようなことも言われた。他社のタクシーやトラックでも行ける道を、「もうこれ以上行けないから降りて」と言われ降ろされた。

■事例 2

鶴見駅のタクシー乗り場で、目的地を伝えると近距離だからという理由で、「歩いてくれ」と言われ乗車拒否された。

◆事例 1 について

運転者の言動全て不適切発言です。特にチップを要求するような発言は不当運賃・料金收受又は請求になります。今回は通れる道で断っているのに、運送の継続の拒絶又は中断になります。道路交通法に違反する又は物理的に行けない道であったとしても、他の道を探し提案など目的地へ行く努力をしないと運送の継続の拒絶又は中断と接客不良になりますので運転者への周知徹底をお願いします。

◆事例 2 について

今回の案件は、言い訳が出来ません。「歩いてくれ」とお客様に言って断る行為は明らかな「運送の引受けの拒絶」です。大前提として近い遠い関係なく目的地までお乗せするのがお仕事です。目的地が極端に近い場所（見えるような場所）の時でも、まず最初に、乗って頂くのは問題無い事を丁寧に伝えてから、「目的地は〇〇ですけど、どうされますか」など説明し、ご乗車するかしないかはお客様が選択出来るように伝えて下さい。近いお客様ほど、運転者の反応が気になる方が多いです。近距離のお客様にも気軽にタクシーをご利用いただけるよう運転者への指導、教育の徹底をお願い致します。

財政部報告

1. 4月分までの賦課金等未納状況

5月15日(月)15:00時現在

未納者 59 名 9,409,565 円

2. 未納者への督促及び対策について

(7ヶ月) 2名(中1名、南1名)

(6ヶ月) 2名(東1名、南1名)

(5ヶ月) 2名(西1名、北1名)

(4ヶ月) 5名(中2名、南3名)

(3ヶ月) 11名(西2名、中2名、東2名、南4名、北1名)

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

廃業者・・・9名 脱退・・・4名 病気・ケガ・・・1名

合計・・・14名 2,319,107 円

3. 令和 7年 4月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 6年4月分換金額	7,620 枚	45,463,350 円	5,966 円
R. 7年4月分換金額	6,453 枚	38,880,089 円	6,025 円
増 減 額	-1,167 枚	-6,583,261 円	+59 円

4. 令和 7年 4月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 6年4月分換金額	6,264 枚	32,306,150 円	5,157 円
R. 7年4月分換金額	5,273 枚	26,968,799 円	5,115 円
増 減 額	-991 枚	-5,337,351 円	-42 円

5. 令和 7年 4月度 カード会社チケット換金実績

4月度	件(枚)数	金 額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	1,166 枚	8,842,009 円	7,583 円
クレピコ (4台)	323 件	630,540 円	1,952 円
B M T (313台)	13,554 件	35,572,800 円	2,625 円
タイムズペイ (32台)	950 件	2,614,519 円	2,752 円
Pay Pay (276台)	700 件	1,175,770 円	1,680 円
GO Pay (121台)	5,359 件	8,270,950 円	1,543 円

6. 令和 6年 4月度 カード会社チケット換金実績

4月度	件(枚)数	金 額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	1,507 枚	10,751,710 円	7,134 円
クレピコ (4台)	334 件	1,310,710 円	3,924 円
B M T (320台)	12,593 件	33,774,650 円	2,682 円
タイムズペイ (38台)	1,175 件	3,674,950 円	3,127 円
Pay Pay (297台)	814 件	1,209,630 円	1,486 円
GO Pay (107台)	3,257 件	7,207,360 円	2,214 円

7. 令和 7年 4月度神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

神奈川個人 (窓口)	3,269 枚	11,212,160 円	3,430 円
横浜個人	811 枚	8,170,820 円	10,075 円
川崎個人	18 枚	182,090 円	10,116 円
川崎第一個人	0 枚	0 円	0 円
横須賀個人	7 枚	95,760 円	13,680 円
浜協個人	246 枚	1,882,230 円	7,651 円
県央個人	4 枚	42,130 円	11,533 円
東京個人	84 枚	1,484,440 円	17,672 円
その他	10 枚	53,820 円	5,382 円
合 計	4,449 枚	23,123,450 円	5,197 円

8. 帳簿係よりお願い

- ① 消費税は経費になります。4月の収支明細表に計上されなかった方、又 5月末納付期限の自動車税を納付された方は、5月収支明細表の「租税公課」欄に金額を記入して下さい。
- ② 既にお問い合わせのあった方もいらっしゃいますが、令和 6年分消費税の振替納税が出来なかった方は、帳簿までお知らせ下さい。改めて令和 7年分からの振替納税の手続きを致します。
- ③ 青色申告特別控除の 65万を受ける為には普通預金口座の残高が必要です。チケットが換金入金されるりそな・郵貯の月末預金残高を収支明細表に忘れずに記入して下さい。
- ④ 2階組合員ファイルに収支明細表の空用紙を配布しましたのでご利用下さい。